

年末のごみ出し

搬入・申し込みは早めに

年末は大掃除などでごみが増える時期です。ごみの中には、衣類や紙類など、資源物としてリサイクルできるものが多く含まれています。正しく分別してごみを減らしましょう。

合は早めにお願います。年末年始のごみ収集の詳細は、広報なりた12月15日号に掲載します。

粗大ごみの回収

粗大ごみの回収申し込みは、12月28日(月)まで受け付けています。

ごみの収集
成田富里いずみ清掃工場・リサイクルプラザは12月31日(木)まで開場していますが、年末は大変混みます。ごみを直接搬入する場



※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

農業用廃プラスチック

適正な処理を

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチック類(使用済み農業用ビニール・ポリエチレン資材など)の適正な処理を推進するため、地区ごとに回収を行っています。

回収・処理を希望する人は、事

前に同協議会へ登録してください。また、搬入の際はルールを守り、劣化が著しい物については事前に農政課(☎20・1541)へ相談してください。

対象Ⅱ農業用塩化ビニールフィルム

ム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋

育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは対象外です。産業廃棄物処理業者などに依頼してください。

※くわしくは農政課へ。

崖地の整備

工事費の3分の2を補助

市では、擁壁を設けるなどの危険な崖地の整備に対して補助金を交付しています。補助を受けるには事前に手続きが必要です。工事を計画するときは土木課(市役所5階)に相談してください。

対象Ⅱ次の2つに当てはまるもの

(宅地造成事業や宅地分譲事業としての整備は除く)

○高さ(垂直)が3メートル以上で傾斜度が30度以上の崖地

○崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのある崖地

補助額Ⅱ工事費の3分の2(上限750万円)

。騒音地域は工事費の90パーセント(上限1、125万円)

※くわしくは土木課(☎20・1550)へ。

し尿のくみ取り

年内の依頼は18日まで

年内のし尿のくみ取りを希望する人は、12月18日(金)までに申し込んでください。

なお、12月は依頼が集中するため、希望する日に作業できない場合があります。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

住民票などの証明書

コンビニで取得できません

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニエンスストア(セブン・

イレブン、ローソン、ファミリーマートなど)、イオン(成田店を含む一部店舗)で住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄本・戸籍の附票(本市に本籍がある人のみ)が取得できます。市役所の閉庁時でも毎日午前6時30分から午後11時まで利用できます。

コンビニ交付サービスの利用には、事前に暗証番号の設定が必要です。マイナンバーカードを持っている人で利用者証明用電子証明書の発行を希望しなかった人は、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所で申請できます。

マイナンバーカードの交付

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、必要書類を持って市民課(市役所1階)で受け取ってください。

必要書類Ⅱ交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなど)官公署発行の顔写真付きの物1点、または保険証、年金手帳など2点、住民基本台帳カード(持っている人)

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

利子補給制度

小規模事業者・ 創業者を対象に

市では、日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金や新創業融資制度の融資を受けた事業者に対して、利子補給を行います。対象は平成29年4月1日以降に日本政策金融公庫から次のいずれかの資金融資を受けた事業者

- 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)
- 新創業融資制度

利子補給率 年0.5パーセント
または償還利子の約定年率の2分の1のいずれか低い利率

利子補給対象期間 令和2年1月1日～12月31日
申し込み方法 11月12日(火)～29日(金)に商工課(市役所4階)または市ホームページ(<https://www.city.naria.chiba.jp/download/page315600.html>)にある

city.naria.chiba.jp/download/page315600.html)にある申請書に必要書類を添えて同課へ

※補給には市税を滞納していないことなどの条件があります。くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

いずみ聖地公園

墓地の清掃は定期的に

墓地の清掃をしないと、雑草が生い茂って隣接する墓地の使用者に迷惑が掛かります。

墓地を管理する時間が取れない人には、いずみ聖地公園管理組合が有料で清掃を代行する制度もあります。
希望する人は、同組合(☎36・2202)へ申し込んでください。

許可の取り消しに注意

次のいずれかに当てはまる場合、墓地の使用許可を取り消すことがあります。

- 使用者が死亡し、承継者がいないとき
- 使用者が住所不明となって7年を経過したとき
- 普通墓地使用者が、許可を受けた日から2年を経過しても開障(外柵)を設置しないとき

○3年間管理料の納付がないとき
住所などが変わったら手続きを

墓地使用許可書の記載内容(住所・本籍・保証人など)に変更があった場合は速やかに手続きしてください。

特に住所変更があった場合、納付書などの重要書類が届かなくなりますので、注意してください。
式場・和室の利用

霊園内の管理事務所には式場と

和室があり、納骨式・回忌などの法要に利用できます。
料金(1時間当たり)

- 式場
- ・使用料: 2,530円。4時間を超えると1,100円
- ・冷暖房費: 275円

- 和室
- ・使用料: 1,100円。4時間を超えると550円
- ・冷暖房費: 55円

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

スプレー缶などの処理

必ず中身を空にして

スプレー缶やカセットボンベ、ライターなどをごみとして出す場合、中にガスが残っていると、収集・選別作業の際に発火や爆発の恐れがあり、大変危険です。作業員の安全確保や施設での火災防止のため、必ず中身を空にしてから出してください。

処分するときは、風通しの良い屋外で、引火する物がないか周囲を確認し、数回に分けて中身を抜いてください。空になったら、金属製の部分は金物・陶磁器・ガラス類(黄色の指定袋)、プラスチック類(黄色の指定袋)、プラスチック類(黄色の指定袋)、プラスチック類(黄色の指定袋)。

ク製の部分は可燃ごみ(青色の指定袋)として出してください。
※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

冬の交通安全運動

ルールを守って事故防止

冬の交通安全運動が12月10日(木)～19日(土)に行われます。交通ルールを守り、お互いに譲り合いの心を持って事故の防止に努めましょう。

重点目標は次の2つです。
○夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止

○飲酒運転の根絶
※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。



市長日誌

11月1日(日)～15日(日)

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 2日 | 首都圏中央連絡自動車道建設促進会議要望活動 |
| 4日 | 総合教育会議 |
| 5日 | 千葉県防災・危機管理トップセミナー(Web会議) |
| 6日 | 首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議駅頭キャンペーン |
| 9日 | 知事と市町村長との意見交換会 |
| 11日 | 成田空港における国際路線再開に関する要請(国土交通省) |
| 12日 | 自衛官募集相談員委嘱状交付式 「税を考える週間」街頭キャンペーン |
| 14日 | 農産物共進会表彰式 |



キャンペーンで呼び掛ける(12日)

年末年始特別警戒

パトロールや取り締まりを強化

警察では、12月10日(木)～1月3日(日)を年末年始特別警戒取り締まり期間として、パトロールや交通指導取り締まりなどを強化します。皆さんも犯罪や交通事故の被害に遭わないよう十分に注意しましょう。

電話詐欺対策

留守番電話や警音・通話録音機能の設定をする

「還付金がある」「今日中にATMに行けば手続きできる」などの電話があったら、家族や市役所、警察に相談する

自転車・オートバイ盗難対策

防犯登録をする
駐輪する際は、短時間でも必ず施錠し、さらにワイヤー錠などで二重ロックする

空き巣などの侵入窃盗対策

窓ガラスに防犯フィルムを貼る
または防犯ガラスに替える
音が出る玉砂利を敷き、センサーライトや防犯カメラを設置する

自動車盗難対策

照明や防犯カメラが設置されて

いるなどの防犯対策がされた駐車場を利用する

○警報装置やGPS追跡装置など盗難防止機器を活用する

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

下水道

正しい使用と点検を

各家庭の排水管へ、野菜くず・残飯・油・薬品類・水に溶けない紙などを流すと、汚水管の変形や詰まりの原因となります。

修理には多額の費用がかかる場合がありますので、日頃から正しい使用と点検をお願いします。

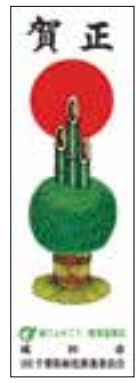
※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

門松カード

新年を祝って配布します

市では、自治会などを通じて各戸に門松カードを配布しています。自治会がない地区の人や、破損・紛失した人は次の施設でも受け取ることができます。

配布日時 12月12日(土)～28日(月)



午前9時～午後5時(各施設休館日は除く)

配布場所 公園緑地課(市役所5階)、下総・大栄支所、各公民館、美郷台地区会館、三里塚コミュニティセンター、もりんぴあこづつ、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page/188700.html>)

人権週間

気軽に相談してください

12月4日(金)～10日(木)は人権週間です。

市では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が女性・子ども・高齢者・障がい者・性的少数者などを巡る人権の問題や、近隣とのトラブルなどの相談に応じる「もめごと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)」を、毎月行っています。秘密は厳守されま

すので、気軽に相談してください。詳細は「困りごと・悩みごと相談室」(25ページ)で確認してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

関心を持ち認識を深めよう

12月10日(木)～16日(水)は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です。

拉致問題をはじめとする北朝鮮による人権侵害への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この機会に、この問題に対して関心を持ち、認識を深めましょう。

空き家バンク

物件を有効活用しませんか

市では、空き家(戸建て)の所有者と利用希望者をつなぐ空き家バンクを開設しています。空き家バンクは、物件情報を市

に登録することで空き家バンクホームページ(<http://www.akiya-navi.com/unari.akiya.bank>)などに公開され、利用希望者を募ることが出来る制度です。契約手続きは、千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の会員が仲介します。

緑道と自転車歩行者専用道路

バイクの乗り入れ禁止

緑道と自転車歩行者専用道路へのバイクの乗り入れは禁止されています。危険ですので絶対にやめましょう。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。



この標識の道路は乗り入れ禁止